

特集《今どきの著作権法》

NFTによるファインアートの
流通と追及権

成蹊大学 法学部 教授 塩澤 一洋



要 約

一点製作のファインアートから著作者が得られる収益は原作品の売却益であり、後の転売で価格が高騰しても著作者はその恩恵に与れない。小説やCDのように複製物を大量に販売する著作物の場合、部数や枚数に比例して収益が増加するのと対照的である。ファインアートの転売の際、所定の料率でロイヤルティが著作者に支払われる「追及権」が1920年にフランスで導入されベルヌ条約や欧州指令にも規定されたが日本や米国は導入していない。ブロックチェーンを基盤とするNFTを用いると、より柔軟で確実にロイヤルティを著作者が受け取れる。有体物にNFTを紐付ける技術も実用化されている。私法のルールは私的自治を基本としており、価格の決定は当事者の自由に委ねられるべきだ。日本で追及権を導入する議論においては、ファインアートの転売で著作者が得るロイヤルティを一律に法定するよりも当事者の契約に任せ、それをNFTのようなテクノロジーによって確実化するのが望ましい。

目次

1. 本稿の目的
2. コピーの販売と著作権法が形成する市場基盤
3. ファインアートの流通とNFT
4. 追及権と著作権法との相剋
5. NFTと私的自治

1. 本稿の目的

NFT (Non-fungible Token／非代替性トークン) を用いたアートの流通が盛んだ。デジタル形式の艺术作品の場合はIPFS⁽¹⁾などに置いたデータのみで「存在」し流通するからNFTとの親和性も高いが、油絵のようにフィジカルな媒体を伴って創作されて三次元空間に物理的に存在し流通するファインアート⁽²⁾は、NFTとの紐付けに工夫が必要であり、その技術の進歩によってファインアートの転売時に著作者がロイヤルティ(転売益)を得る道が拓かれてきた。

油絵、水彩画、彫刻といったファインアートは基本的にオリジナル(原作品)一点限りの作品であり⁽³⁾、展示や販売用の見本などを除いてそのコピー(複製物。その意義については本章の最終段落で言及する)の製作や流通を基本的に意図していない。小説や音楽といった他の種類の著作物は多くの場合、複製物を増製し、販売することにより収益の増加を見込めるが、一点もののファインアートはその作品を売却する対価が著作者の主たる収益源であり、その後に転売が繰り返されて価格がどんなに高騰しようとも、著作者がその恩恵に与ることは難しい。価格の高騰は作品の評価が上昇した結果であるとともに、その著作者に対する評価の向上にも起因すると考えるならば、著作者が何らかの経済的利益を享受できる方が望ましい。

そこでフランスが1920年に「追及権」(droit de suite)を規定した⁽⁴⁾のを嚆矢として、ベルギー(1921年)、チェコスロバキア(1926年)、ポーランド(1935年)、ウルグアイ(1938年)、イタリア(1941年)へと広がり、1948年、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(Convention de Berne pour la protection des œuvres littéraires et artistiques、以下「ベルヌ条約」という)がブラッセル改正において第14条の2(現行規定

は第14条の3)に「美術の著作物の原作品並びに作家および作曲家の原稿 (les œuvres d'art originales et les manuscrits originaux des écrivains et compositeurs/original works of art and original manuscripts of writers and composers)」を対象として追及権 (droit de suite/resale right)⁽⁵⁾を規定した⁽⁶⁾。それを国内法で定めた国々⁽⁷⁾においては、転売がなされるたびに著作者が利益を享受する仕組みを整備するに至った⁽⁸⁾。さらに2001年には欧州指令(2001/84/EC⁽⁹⁾)で追及権が規定された結果、2012年にはEU加盟28か国で追及権の導入が完了し、著作者の生存中および死後70年を経過するまで著作権とともに追及権が存続することとなった⁽¹⁰⁾。

一方、日本や米国では、追及権の導入に積極的な意見がありながら、現時点まで導入に至っていない⁽¹¹⁾。確かに中古自動車、中古カメラ、弦楽器、ヴィンテージジーンズといった一般的な中古品の流通においてはその需給によって価格が変動するのであり、どんなに価格が高騰したとしても中古品の取引がなされるたびにその製造者に対して何らかの金銭的還元がなされることはないことを考えると、追及権の異質性が看取されよう。しかし、追及権は有体物に対する所有権の効力ではなく知的財産たる著作物に対する著作権の効力であるから、所有権の移転、帰属とは切り離して理解すべきものである。それでもなお、売買のたびにロイヤルティを請求できる「財産権」でありつつ「譲渡不能」で「相続可能」とされる追及権は、著作権法における体系的位置付けに工夫が必要である。

他方で、フランスが追及権を導入してから1世紀を経た今日、ブロックチェーン技術を基盤としたNFTと紐付けることによってファインアートを流通させる環境が確立しつつある。NFTを用いればブロックチェーンによるスマートコントラクトを利用でき、転売の際に支払われる金額の一定割合を暗号資産によって自動的に著作者のウォレットに入れるといったことができる。追及権は、オークションなどの限定された取引形態のみに適用され、売買価格の下限も設定されているだけでなく、著作者を探すコストがかかり、そもそもそれを導入している国内でのみ有効であるのに比べて、NFTは金額や条件の設定に自由度が高く、著作者を探す手間もないため、ロイヤルティが支払われる現実性を高めることが可能だ⁽¹²⁾。

本稿は、NFTと追及権が実現しうる世界を見据えつつ、著作権法、知的財産法、そして民法の目的に照らしながら、ファインアートの流通と著作権法との関係について論じる。日本に追及権を導入する是非を検討するうえで、ファインアートの著作者にとってどのような仕組みが望ましいのかを推しはかるとともに、NFTによる流通が民法、知的財産制度の目的と符合するののかについて検証することを目的とする。

なお本稿において「コピー」とは無体物たる著作物が有体物に固定されている「複製物」をいい、「複製する」行為にはこの語を用いない。理由はアメリカ連邦著作権法の定義に基づく。同法第101条において「copies (コピー)」は「レコード以外の有体物であり、既知の又は今後開発される方法によって作品が固定され (fixed)、その作品が直接的に又は機械や装置の助けを借りて知覚され、再製され又は他の方法で伝達することができるものをいう。「copies (コピー)」の語は、作品が最初に固定される有体物 (レコードを除く) を含むものとする」と定義される。また「作品が初めてコピー又はレコードに固定された (fixed) 時に「創作された」と評価され、「fixed」は「著作者により又はその許諾に基づき、一時的な期間を超えて知覚し、再製し又は他に伝達するのに十分な期間にわたって恒久的又は安定的に、作品がコピー又はレコードとして具現化された時、有形的な表現媒体に「固定される」という」と定義されていることに基づく。「copyright」とは著作物を固定した複製物という有体物に対する「複製物権」なのである。

2. コピーの販売と著作権法が形成する市場基盤

複製物の販売によって対価を得ることができる著作物の場合、必ずしもオリジナル (原作品) を販売する必要はない。むしろオリジナルは販売されないのが一般的である。中でも言語の著作物、例えば小説は、小説家自身が原稿用紙に万年筆等で筆記した原作品たる「直筆原稿」を売る必要はないし、それが研究の対象とはなっても、オリジナルとして販売されることは稀である。流通に供されるのは、書籍の形で複製されたコピー (複製物) やオンラインで公衆送信される電子書籍だ。音楽の著作物の場合、作曲者が書いた楽譜自体や歌詞を書き留めたノートなどが売られることはなく、スタジオやライブでの演奏、歌唱が録音されて聴覚による知覚を可能にした原盤 (マスターテープやディスク) からさらにその音源を複製したCDなどのコピーや公衆送信されるファイルが市

場に流通する。映画の著作物の場合、最初に製作されたフィルム自体が売られることはなく、そこから複製されたフィルムが各映画館にて上映され、のちにDVDやBlu-rayディスクなどの複製物として市場で流通する。

このような種類の著作物の場合、著作権者はコピーの数を増やすことで売り上げを増加させることができる。書籍の発行部数やCDの販売枚数が増えることが著作権者の収益増加につながるのだ。

生の演奏や歌唱を録音して複製したコピーであるCDは日常的に聞くには便利だが、ライブに足を運んで生の音楽を聴き、その息遣いやグルーブを全身で体感する価値には替え難い。大量の写真が無償で流れるInstagramなどのSNSに慣れきった現代人でも、有償の写真展に足を運んでオリジナルプリントの深みや諧調に魅了される。テレビやネットで映画が見られる環境が整っていながら、映画館での鑑賞は格別だ。前者は秒間30コマの連続した静止画が2~3時間にわたって発光し続けるモニターを見つめるが、映画館では映写機から投影されたスクリーンの反射による優しい光によって秒間24コマの緩やかな映像を楽しめる。映画館ならではの立体的な音響装置と相まって、映像と音声を全身で堪能する臨場感が自宅のモニターによる視聴とは異なるのだ。

コピーの市場が拡大し、人々がそれに慣れるにつれ、よりオリジナルに近いパフォーマンスや作品の価値が評価される。コピーが増えて多くの人に行き渡るほど、「生」の表現を直接感じたいとの欲求が高まるのだ。すなわちコピーはオリジナルへの誘因ともなるのである。コピーに接した人々が生演奏を鑑賞したいと願ってライブに行き、生演奏を楽しんだ人がまたそれを身近に置く手段としてコピーたるCDを買う。コピーとオリジナル、両者の相乗効果によって、著作権者の経済的な潤いが増す。

著作権法は、複製技術と通信技術の進歩によって複製物の市場が拡大する過程で、制度的インフラとしての機能を担ってきた。発達する複製技術に伴い、著作権法における著作権の対象となる行為を拡充し、無体物たる著作物の利用のみならず、頒布、譲渡、貸与といった有体物たる複製物の流通にまで著作権の効力を広げてきたのだ。さらに、有体物を伴わずに無体物のまま流通する公衆送信についても著作権の効力を及ぼすことにより、有体無体の両面で、著作物の流通をコントロールできる権能を著作権者に与えた。かつては難易度が高く一部の専門家にしか実現できなかった複製行為が容易になり誰もがいつでも安価に複製できる環境が整っても、著作権者に複製行為の権限を留め、消費者の複製行為を制約することによって、著作権者が複製物を大量に増製して販売し、公衆送信を行うことによって利益を得られる仕組みを維持、拡充してきたのである。

これを私法の体系から観察すると、民法206条が規定する「法令の制限」として著作権法が、著作物の複製物（コピー）を所有する人々の所有権を制限し、著作権者からの許諾を受けずに実行できる「利用」を著作権法第2章第3節第5款（30~50条）に規定する場合のみに限定しているとみることができる。大陸法系に属する日本の著作権法は有体物から著作物を分けて無体財産として扱い、著作人人格権と著作権からなる「著作者の権利」の客体とするが、大量生産大量消費社会にあっては、著作物の複製物（コピー）の増製と流通をコントロールする権限を著作権者に限定するという経済的効果が大きい。第1章最終段落で言及したように、米国連邦著作権法の著作物は無体物ではなく、有体物に固定（fix）されることを要件としており、「著作権」と一般に称される「copyright」は「複製物権」をその本旨としているのだ。それが米国における著作物産業の隆盛を下支えしているとも理解できよう。いずれの体系においても著作権法は、コピーの流通を整序している点において共通しているのである。

3. ファインアートの流通と NFT

その対極にあるのがファインアートの市場である。コピーの流通による桁違いの経済的価値を著作権者にもたらすあまたの著作物が流通するこの社会で、黙々と製作され、一点ごとに異なる表現に価値を見出す買主を見つけ、売却される。複製物を増製することを目的とせず、ただただ一点もののオンリーワンな価値を追求してきたファインアートは、原作品を直接鑑賞して楽しむアートだ。それができるのは、公に展示でもしない限り、オリジナルの所有者ただ一人。究極の著作物である。

この種類の著作物に対して著作権法は、唯一性の担保として機能する。他者が勝手に複製して複製物を作ることの阻むための仕組みだ。もし無許諾で複製がなされれば、複製権（著作権法21条）侵害として、差止め（112条）や損害の賠償（民法709条）を請求することができる。

ファインアートの著作者は、製作した作品を売って収入を得る。その価格は、作品のサイズやクオリティにしたがって変動するとはいえ、無名な作家の作品は総じて安く、著名な作家の作品は高くなる傾向にある。無名な時代に安く売った作品が、後年、その作家の評価が高まると、高値で取引されるようになる。オークションに供されればその落札価格も跳ね上がる。こうして市場では作品の対価として高額な金銭が支払われるにもかかわらず、ファインアートの著作者はその経済的な恩恵に浴することができない。

近年、NFTによって著作者へのロイヤルティの支払いが技術的に実現されてきている。NFTは、ブロックチェーン上に記録される一意で不可分 (unique and indivisible) なデータの単位である。イーサリアム (Ethereum)⁽¹³⁾ のGitHubを通じて2017年に提案されたERC-721規格⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾やそれを包含するERC-1155規格⁽¹⁶⁾で定義されるインターフェイスなどに基づき、概ね@opensea/contractsというライブラリ⁽¹⁷⁾を用いて実装されている。個々に固有で代替性がないから、何かを特定するために用いることができる。データであるから、有体物 (民法85条) を客体とする所有権 (206条以下) や占有権 (180条以下) の対象とならない⁽¹⁸⁾ため、トークンIDによって「owner」とされるaddressは、「所有者」と呼ぶより「保有者」と呼ぶ方が適切であり、トークンを持っている状態を「保有する」と表現するのが相応しい。

NFTは、取引の内容とその履歴をハッシュ値⁽¹⁹⁾として連鎖的、累積的、耐改竄的に記録していく分散型台帳であるブロックチェーンを基盤としており、著作者がそのファインアートと紐付けて発行したNFTとともにファインアートを売却することによって、転売のたびにその取引が累積的に記録される。その際、条件を満たした場合に所定のアクションや計算が自動的に実行されるスクリプトである「スマートコントラクト」⁽²⁰⁾というプログラム⁽²¹⁾により、著作者に対してあらかじめ定められた額がイーサ (ETH) などの暗号通貨で支払われる仕組みとすることができるのがNFTの利点だ。著作者は、そのファインアートを最初に売却する際、転売の都度支払われるべきロイヤルティの価額や料率、著作物の利用も認める場合には利用許諾の内容 (著作権法63条)、著作権の帰属およびその移転も伴うのか否か (61条) などを定めてNFTに記録することにより、転売がなされるたびに、自動的にロイヤルティを受領できる仕組みとすることができる。

そこで問題となるのは、デジタルな世界におけるNFTとフィジカルな世界におけるファインアートとを十分に紐付ける手法である。NFTはあくまでも単なるデータであって、三次元空間に存在する有体物との間に何らつながりがない。ファインアートに紐付けてNFTを発行する場合、NFTとは独立にNFTから切り離されてファインアートのみが売却され、流通してしまう可能性を払拭する必要がある。そのための技術的な工夫が続けられており、シングルシグ認証、マルチシグ認証、その他の認証方法がある。

このうちシングルシグ認証は、RFID (Radio Frequency Identification) タグや二次元コードなどとスマートフォンアプリなどを組み合わせてNFTとファインアートとを紐づける方法である。このうち、スタートバーン株式会社⁽²²⁾の場合、同社がファインアートについてNFTによる証明書を発行してその情報をRFIDタグに埋め込み、ファインアートの裏に貼り付けたRFIDやファインアートとは別のRFID付きカードとして提供する。ファインアートの所有者がスマートフォンをそのRFIDタグにかざすと、NFT化された証明書の情報が表示され、所有者、所有歴、展示歴といったそのファインアートの来歴情報が表示される⁽²³⁾。またトレードログ株式会社⁽²⁴⁾はRFIDだけでなく二次元コードやYoctrace (登録商標第5786756号) と呼ばれる技術を用いて、目立たない形でタグを埋め込む技術を持っている。

一方、マルチシグ認証は、複数の要素を用いて、作品を同定する。サイカルトラスト株式会社⁽²⁵⁾の「鑑定証明システム」(特許第6894033号)⁽²⁶⁾は、ファインアート自体にRFIDタグをつけ、それとは別にRFIDタグを収めたカードを発行し、両者が揃って初めて認証が完了するシステムである。作品からRFIDタグが剥がされたり、コードが消されたり削り取られたり、RFIDタグの入ったカードと作品が分離してしまった場合に、NFTとの紐付けが途切れてしまうといったシングルシグ認証の脆弱性を克服しうる利点を有する。

さらに、フィンガープリントをDNA (deoxyribonucleic acid/デオキシリボ核酸) に載せて絵の具に混ぜるDNA透かしも有望な技術である。DNAコンピューティング⁽²⁷⁾、DNAストレージ⁽²⁸⁾、DNAバイオメトリックス⁽²⁹⁾の応用であり、ブロックチェーンのハッシュ値や著作者のIDをATGCの塩基配列で表現し、DNA鎖にコーディ

ングして絵の具に混ぜたり、絵画、彫刻、塑像、銅像などの表面に塗布する透明なコーティング材に混ぜるといった方法により、ファインアートに埋め込むのである⁽³⁰⁾。例えばバイナリデータの「00」「01」「10」「11」をそれぞれアデニン (A)、シトシン (C)、チミン (T)、グアニン (G) に割り当てる変換規則に従ってDNA鎖として表現するのだ⁽³¹⁾。針の先程度の少量 (マイクログラム) サンプルを採取してPCR (Polymerase Chain Reaction/ポリメラーゼ連鎖反応) で増幅すれば、そのデータを読み取ることができる。絵画の外縁部の絵の具を採取すれば絵を大きく傷つけることがない。耐久性が高く、読み取りに専用デバイスを必要としないから各時代の技術的背景に依存せず、紫外線、水、および酸化を避ければ1000年単位で用いることができる⁽³²⁾。

こうしてNFTとファインアートとの結びつきを強靱にする技術の進歩によって、ファインアートが安全に流通する環境が整いつつあるのだ。ファインアートを誰が所有して誰に売ったのか、という所有権の帰属と移転の情報が逐一記録され、著作者が望む著作物利用の条件が正確に変更なく伝わるとともに、スマートコントラクトによって転売の都度、著作者にロイヤルティが支払われる。その価額、条件、料率は自由に定めることができ、対象となる取引も転売過程のすべてに及ぶ。ファインアートの著作者がそれを売却した後も適切な収益を得られる方途として、自由度の高さも含めて、魅力的である。

4. 追及権と著作権法との相剋

既述のとおり、ベルヌ条約に規定されている追及権は、ファインアートの著作者がその転売時にロイヤルティを受け取ることができる権利である。しかし1世紀前に考案されたその仕組みを導入するには法体系的矛盾と限界を克服する必要がある。

ベルヌ条約上の追及権は①「美術の著作物の原作品並びに作家及び作曲家の原稿 (original works of art and original manuscripts of writers and composers)」という有体物を客体とし、②相続され ((The author, or) after his death the persons or institutions authorized by national legislation)、③譲渡不可な (inalienable)、④売買利益請求権 (right to an interest in any sale of the work subsequent to the first transfer by the author of the work) である (以上同条約14条の3第1項)。また著作者が国民である国の法令がこの保護を認める場合に限り、かつ、この保護が要求される国の法令が認める範囲内でのみ、各同盟国において要求することができる (同条2項) とする⑤相互主義が定められている。このうち⑤は、日本にも追及権を導入すべしとする積極的な論拠である。追及権が規定されている他国でファインアートが転売されたときに日本の著作者は追及権の恩恵に与れないからだ。

①～④は体系的な難点を孕んでいる。著作権法が客体とする著作物が無体物であることは、2条1項1号で「著作物」を「もの」と定義し、民法85条で有体物と定義する「物」とは異なる存在として把握していることから明らかである。追及権が有体物を客体としている点 (①)、無体物たる著作物を客体とする著作権法にそれを規定することには違和感がある。

著作権法において譲渡不能な権利として規定されているのは「著作者人格権」である (著作権法59条)。譲渡不能 (③) な追及権は著作者人格権なのであろうか。公表権 (18条)、氏名表示権 (19条)、同一性保持権 (20条)、そして名誉声望をも対象とする (113条11項) 著作者人格権は、著作者の心情を慮る権利である。著作物の使われかたについて著作者が不快な気持ちを喚起されないための権利だ。すると、金銭的な利益を受けることを目的とする追及権は、著作者人格権とは相容れないであろう。

次に、財産権としての性質を有する「著作権」(21～28条、30～50条) を検討する。著作権は相続される権利であるし (62条参照)、利用許諾契約 (63条) に際して対価を請求することができるから、転売利益請求権としての追及権の性格とも符合する。そこでもし著作権法の中に追及権を置くのであれば21～28条の規定に並べることになりそうだが、妥当だろうか。

著作権は無体物たる著作物に対する権利であるものの、著作物が化体した有体物にまでその効力が及びうことは展示権 (25条)、頒布権 (26条)、譲渡権 (26条の2)、貸与権 (26条の3) から肯定できる。すると追及権を著作権の一支分権として規定することも可能であるように見える。

著作権は、著作物を「利用」する権利である⁽³³⁾。利用に該当しない著作物の使い方を「使用」という⁽³⁴⁾。では追及権の対象たる行為は著作物を「利用」する行為であるか。追及権の対象は、著作物の原作品という有体物を譲渡し、「処分」する（民法206条）行為であって、無体物たる著作物を「利用」するものではなく、「使用」するでもないから、追及権を著作権の支分権とすることは無理であろう。

転売利益に対する請求権という法的性質については、確かに著作物に関して著作権者の許諾なく利用が認められる「著作権の制限」（30～50条）に該当する行為のうち、「補償金」の支払いを要するものがある（30条3項、31条5項、33条2項、33条の2第2項、33条の3第2項、34条2項、35条2項、36条2項、38条5項）。このうち著作権法第5章「著作権等の制限による利用に係る補償金」には「私的録音録画補償金」（30条3項関係）、「図書館等公衆送信補償金」（31条5項関係）、および「授業目的公衆送信補償金」（35条2項関係）の3つが定められるに至っているし、著作権法第3章第8節「裁定による著作物の利用」の場合も補償金の支払いが必要だ（67条以下）。このように補償金を要する対象が徐々に広まってきていることから、「著作権の報酬請求権化」とも称される状況にあって、優れて財産権的性質を有する追及権の追加は相応しいようにも思える。しかし上記、補償金の対象となっている行為はすべて著作物の「利用」である一方、ファインアートという原作品の譲渡はひとえに有体物に対する所有権を移転する行為であるから、著作物の「利用」に該当せず、追及権をここに加えることは難しい。

著作権のうち、譲渡権（26条の2）は、映画の著作物以外の著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利であり、各支分権の中では最も追及権に近い。この譲渡権は、譲渡権を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物や、譲渡権を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物などには適用されない（同条2項）。これは知的財産権一般に認められる消尽理論（first-sale doctrine）、すなわち権利者等による適法な第一譲渡によって譲渡権が国内的にも国際的にも消滅するルールを定めたものである。著作権法26条の2の規定は、公衆に対する譲渡（同条2項1号）のみならず、特定かつ少数の者に対する譲渡であっても消滅する（同条2項4号）点が特徴的である⁽³⁵⁾。譲渡権自体が「公衆に提供する権利」でありながら、著作権法の「公衆」（2条5項）に該当しない特定かつ少数の者に対する譲渡によっても消滅するのだ。

よってファインアートの著作者がその作品を一旦適法に譲渡したら、譲渡権は消滅し、後続する転売等の譲渡には譲渡権が及ばない。そのような規定を置く著作権法において、後続の転売（譲渡）に対する著作権の効力を認めようとする追及権はやはりその体系と相容れないであろう。

したがって、有体物と無体物との峻別、所有権と著作権との峻別、利用と使用との峻別、および第一譲渡と後続の譲渡との峻別を前提とする民法、著作権法の体系から考察する限り、著作権法のなかに追及権を認めるのは難しいと言わざるを得ない。フランスは著作権法の中に規定を置いているが、もし我が国で国内法として整備するのであれば、イギリス⁽³⁶⁾などのように特別法とする方が体系的に整合する。

5. NFTと私的自治

民法は財産の流通を整序することを目的とする。財産が人（や法人）に帰属し、人から人へと転々流通する流れを円滑に交通整理するルールの体系である。そのために民法は、財産の流れを帰属と移転との二つのフェイズに分け、財産の帰属秩序を物権法（民法第2編）、移転秩序を債権法（第3編）として組み立てた。さらに人が亡くなった場合に帰属主体を失うこととなる財産を存命の人に再帰属せしめる秩序として相続法（第5編）を規定し、その前提として相続人の作り方を規定したのが親族法（第4編）である⁽³⁷⁾。第1～第3編のいわゆる「財産法」は同時代人相互間の財産の流れ、第4編、第5編の「家族法」は世代を超えた財産の流れを規定しているのだ。

次に財産を有体財産（民法85条）と無体財産とに分け、無体財産は特別法に委ねた⁽³⁸⁾。したがって特許法、著作権法といった知的財産法は民法の特別法として無体財産を定義するとともにそれに対する権利を規定することによって、その流通を整序する機能を有しているのである。このうち著作権法は「文化の発展に寄与することを目的」（著作権法1条）とし、著作物を定義し（2条1項1号）、著作者（2条1項2号）の権利（第2章）の内容を規定（17条～50条）して、著作者人格権と著作権の効力が及ぶ範囲を画定し、著作権の譲渡（61条）や利用の許

諾（63条）を定めることによって、著作物と著作権の流通を整序するのである⁽³⁹⁾。

その根本的価値観はいうまでもなく「私的自治」、「当事者自治」、「意思自治」である。個々人の財産関係を当事者の意思による自治に任せるのだ。そのため、財産権の帰属に関して絶対的効力を有する物権法においては強行規定が多いものの、財産権の移転に関して相対的効力を有する債権法は任意規定が多い。

ファインアートは、著作物の原作品であり、絵画などの著作物（無体物）がキャンバスや油絵具といった有体物に化体した状態にある。無体物と有体物とが一体化した有体物なのだ。その転売は、財産を人から人へと移転するフェイズであるから、債権ルールに則るのが妥当であり、私的自治を基調とするルールが望ましい。

債権ルールから見ると、転売時の利益を著作者に支払うべきとする約定は、第三者のためにする契約（民法537～539条）に該当する。ファインアート作品W（work）の転売時、売主S（seller）と買主B（buyer）との売買契約（民法555～585条）において、Sの債務はWの占有権と所有権とをBに移転すること、Bの債務は①SB間で合意した売買代金をSに支払うこと、②売買代金のn%などとあらかじめ著作者A（author）が定めたロイヤルティをA（所定の口座など）に支払うこと、そして③Bが（新たなSとなって新たなBたる）第三者に転売する場合にはこれと同じ契約内容とすること（share-alike/SA/継承）である旨、約定するのだ（以下これを「転売契約」と呼ぶ）。SB間の売買契約においてAへの支払いが生じる点（②）が「第三者のためにする契約」である。著作者SからBへの第一譲渡においては、SとAとが同一人物となるので、第三者のためにする契約ではない。なおshare-alikeはクリエイティブ・コモンズ（Creative Commons）に含まれるライセンス条件の一つ⁽⁴⁰⁾であり、Free Software FoundationのGNU General Public License⁽⁴¹⁾にも同じ趣旨が含まれている。

転売契約においては、ロイヤルティの料率をAが自由に決めることができ、料率ではなく金額を定めたり、ゼロとすることもできる。またそこに著作物の利用許諾契約を盛り込むことによってWの所有者Bに著作権の対象たる「利用」の一部をも認めることができるのだ。著作権法が著作物の原作品の所有者に、公に展示すること（著作権法45条）、譲渡や貸与を申し出の際に著作物を複製すること、そして公衆送信すること（47条の2）を認めているが、これらに加えて譲渡や貸与の申し出以外の目的で、例えば所蔵作品目録の販売を目的として複製することや公衆送信することをあらかじめ許諾する（63条）ことなどができる。

このような内容を含む転売契約によって順次新たなBがその債務を履行してくれればAにロイヤルティが滞りなく支払われることになる。しかしもし支払われなかった場合にAは新たなBを知る由もないから、Bを探し出して請求することは困難であるし、そもそも転売された事実も知り得ないから、転売されたにもかかわらずロイヤルティが支払われていない、という事態をAが知り得ない。またAの口座や住所が変更された場合など、Bにおいてもロイヤルティの支払いが困難となり、供託を要する状況が生じよう。NFTならそれらの問題を回避可能である。

以上のような契約による流通の柔軟性と技術による担保に対して追及権は、ロイヤルティの料率が法定されていて著作者が自由に決めることができず、対象となる転売に価格の下限が設定されているため廉価での売却には適用されず、欧州指令、フランス、英国においては放棄不可能な権利と規定されているのが対照的である。本来、自由競争社会において価格は需給のバランスによって変動しながら収斂するものであり、硬直的であるべきではない。またその金額や料率は、当事者が自身で定めるものであって、国が一律に定めるのは私的自治に反する。公共料金や鉄道料金などのように公共性の高いサービスやインフラなど万人が利害関係を有する分野であれば「公共の福祉」（憲法29条2項）の観点から国による価格の許認可に合理性があるが、転売による著作者のロイヤルティに公共性はなく、私的領域である。個々に著作者自身で定めるべき性質であるし、転売時のロイヤルティなど不要だと考える著作者が、放棄不能で相続されてしまう追及権を欲しいとは思えないはずである。

自由を基調とする財産権のルールにおいて、調整不能かつ硬直的で不自由な一律の権利を法定することは私的自治に反し、望ましくない。日本に追及権を導入する方が良いとされる主たる理由は相互主義にあると思われるが、上記のような転売契約を締結するか、最初からNFTを用いて販売し、流通に供すれば良い。転売ごとに著作者がロイヤルティを受け取れるようにしたいという目的を技術的に実現する、より確実な環境が整いつつある今日、その技術がなかった100年前に考案された仕組みを新たに導入する理由は乏しくなるであろう。

私法の目的は財産の円滑な流通である。その基礎は私的自治にある。万人が利害関係を有する公共性の高い分野以外は、金額や内容を一律の権利として法定するよりできる限り当事者の意思による自治に任せるのが私法の原則だ。それによって自由で円滑な取引と流通がなされ、市場が活性化する。オリジナル自体が流通するファインアートの市場において、著作者や所有者がその価値を尊び、著作者が自らの意思で転売時のロイヤルティを自由に定め（あるいは不要とし）、それによって経済的に潤うことにより次の創作に専心できる環境を形成するには、日本の私法体系が基礎とする私的自治の原則に則った自由な契約の締結を基本とし、それを支援するブロックチェーンやNFT、そして今後さらに開発されるであろう技術によって収益を確実化する仕組みこそ、文化の発展に寄与し、望ましいと考える。

(注)

- (1) InterPlanetary File System. 分散ファイルシステムにデータを保存、共有するためのプロトコルとその実装。Juan Benet氏が提唱し、同氏が立ち上げたProtocol Labsによって開発されている。<https://ipfs.tech/> 最終閲覧は2023年11月1日（以下、同じ）
- (2) 「ファインアート (fine art)」は純粹芸術を意味し、必ずしも有体物を伴ったフィジカルなもののみを指すものではないが、本稿ではフィジカルな物質を伴って所有権の対象となる有体物として存在するアート作品のみに限定する趣旨でこの語を用いる。
- (3) EU指令2001/84/EC第2条第1項は「original work of art」を「絵画、コラージュ、水彩画、図面、版画、プリント、リトグラフ、彫刻、タペストリー、陶器、ガラス製品、写真などのグラフィックアート又は造形アートの作品を指す。これらはアーティスト自身によって作成されているか、オリジナルの芸術作品と評価されるコピー（複製物）である」と定義する。また同条第2項は「この指令によって対象となる芸術作品のコピーは、アーティスト自身または彼の権限によって限定数で作成されている場合、この指令の目的のためのオリジナルの芸術作品と認められる。そのようなコピーは、通常、アーティストによって番号が付けられ、署名され、または適切に認証されたものである」と定義する。したがって一点のみが制作されるファインアートだけでなく、エディションナンバーなどで管理されている版画やオリジナルプリントとして限定数のみが紙にプリントされる写真もまた「オリジナル」と考えられている。
- (4) フランス知的財産権法典 第1部文学的及び美術的財産権 第122-8条、Code de la propriété intellectuelle (version consolidée au 22 mai 2020), Première partie: La propriété littéraire et artistique, <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/569936>
- (5) 「droit de suite」を直訳すれば「後続権」であろうし、「resale right」は「転売権」あるいは「再販売権」である。担保物権における絶対的効力ないし対世効、すなわち担保物権の目的となっている財産の所有権が債務者や抵当権設定者から第三者に移転した後もその第三者に対して担保物権の効力が及ぶ「追及効」を淵源として「追及権」と称されるが、担保目的財産を処分することによって担保価値を把握し債権の満足を得る担保物権と異なり、「追及権」は著作物の処分をするものではなく、債権の存在も前提とせず、転売の際にあらかじめ定められた金額の請求権が単純に生じる権利であるから、「追及権」との文言には違和感を覚える。さりとして「転売権」や「再販売権」とすると「転売する権利」との意味に捉えられてしまうであろうから、原語に忠実な「後続権」といった表現が適切であると考え、すでに「追及権」が汎用されているので本稿でもそれに従う。
- (6) ベルヌ条約 第14条の3〔追及権〕
 - (1) 美術の著作物の原作品並びに作家及び作曲家の原稿については、その著作者（その死後においては、国内法令が資格を与える人又は団体）は、著作者が最初にその原作品及び原稿を譲渡した後に行われるその原作品及び原稿の売上の利益にあずかる譲渡不能の権利を享有する。
 - (2) (1)に定める保護は、著作者が国民である国の法令がこの保護を認める場合に限り、かつ、この保護が要求される国の法令が認める範囲内でのみ、各同盟国において要求することができる。
 - (3) 徴収の方法及び額は、各同盟国の法令の定めるところによる。
- (7) 木村剛大「追及権導入国一覧」によると、2020年6月14日時点で74カ国である。
<https://www.artlawworldjapan.net/blog/resale-right-countries>
- (8) その後、トルコ（1951年）、ユーゴスラビア（1957年）、バチカン市国（1960年）ペルー（1961年）、西ドイツ（1965年）、ポルトガル（1966年）、チュニジア（1966年）、マダガスカル（1967年）、ハンガリー（1969年）、チリ（1970年）、モロッコ（1970年）、ルクセンブルグ（1972年）、フィリピン（1972年）、アルジェリア（1973年）、ブラジル（1973年）、セネガル（1973年）などへと続く。小川明子「追及権の現状」文化審議会著作権分科会国際小委員会資料2、2018年12月19日、
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kokusai/h30_02/pdf/r1412245_02.pdf
- (9) その内容は3章12条に及ぶ。第I章 適用範囲（第1条 追及権の対象、第2条 追及権の対象となる芸術作品）、第II章 個別規定（第3条 閾値（最低販売価格）、第4条 料率（ロイヤルティ額の算定方法）、第5条 計算の基準（外税）、第6条 ロイヤルティ受取人、第7条 第三国の国民が受け取る権利、第8条 追及権の存続期間、第9条 情報取得の権利）、第III章 最終条項（第10条 施行日、第11条 改定条項、第12条 実施）からなる。Directive 2001/84/EC of the European Parliament and of the Council of 27

September 2001 on the resale right for the benefit of the author of an original work of art,

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex%3A32001L0084>

- (10) EU 指令 2001/84/EC 第 8 条第 1 項で準用する EU 指令 93/98/EEC (欧州連合域内における著作権保護期間の調和に関する指令) 第 1 条第 1 項
- (11) 追及権に関する議論は少なくない。文化庁著作権課国際著作権室「近年の WIPO/SCCR (著作権等常設委員会) の動向について〈報告〉」コピライト 728 号、pp.77-80、2021 年 12 月、澤井智毅「だれ一人取り残さない (Copyright Essay)」コピライト 726 号、p.1、2021 年 10 月、小川明子「追及権——to be or not to be, that is the question.」ジュリスト 1546 号、pp.60-61、2020 年 6 月、今西頼太「フランス著作権法における追及権」A.I.P.P.L. 65 巻 5 号、pp.7-36、2020 年 5 月、小川明子「我が国における追及権導入に関わる諸問題」比較法学 51 巻 2 号、2017 年 12 月、的場朝子「EU における国際相続と著作権者の権利の移転 (上・下)——追及権に関するダリ事件 (Case C-518/08)」京女法学 8 号、pp.67-81、2015 年 8 月、同 12 号、pp.53-71、2017 年 7 月、小川明子「2017 年における追及権制度の現状と将来 (Window2017)」コピライト 676 号、pp.57-63、2017 年 8 月、梅憲男「美術作品の特有性と「追及権」(Copyright Essay)」コピライト 661 号、p.1、2016 年 5 月、市村直也「報酬請求権制度に関する検討——クラウドと私的複製補償金、電子書籍と公貸権、美術の著作物の追及権等〈講演録〉」コピライト 642 号、pp.2-19、2014 年 10 月、小川明子「アメリカにおける追及権——カリフォルニア州法と連邦通商条項 (Window2013)」コピライト 621 号、pp.32-36、2013 年 1 月、小川明子「著作権法改正による美術の著作物への影響——47 条の 2 と追及権 (特集 知的財産法制研究 (5))」季刊企業と法創造 6 巻 5 号、pp.124-134、2010 年 3 月、小川明子「追及権による美術の著作物の保護——追及権制定の背景と発展の可能性——」早稲田大学大学院博士学位論文、2010 年 2 月、河島伸子「追及権をめぐる論争の再検討 (1)、(2)——論争の背景、EC 指令の効果と現代美術品市場」知的財産法政策学研究 (北海道大学大学院) 21 号、pp.89-115、2008 年 12 月、同 22 号、pp.137-161、2009 年 3 月、小川明子「追及権の導入における検討課題 (特集 知的財産法制研究 (3))」季刊企業と法創造 4 巻 4 号、pp.368-381、2008 年 3 月、小川明子「アメリカにおける追及権保護の可能性」季刊企業と法創造 3 巻 2 号、pp.175-187、2006 年 9 月、小川明子「追及権——日本における制定の必要性」早稲田大学大学院法研論集 117 号、pp.318-299、2006 年 3 月、小川明子「日本における追及権保護の可能性——フランス、フィンランド、英国での聞き取り調査をもとに〈研究ノート〉」季刊企業と法創造 2 巻 2 号、pp.221-234、2006 年 3 月、小川明子「追及権——日本における制定の必要性」早稲田大学大学院法研論集 117 号、pp.318-299、2006 年 3 月
- (12) ブロックチェーンと NFT については法的な議論が活発に行われている。生野聡「Web3 と契約実務—— NFT に関する事業者間契約を例として〈解説〉」コピライト 748 号、pp.34-43、2023 年 8 月、谷川和幸「NFT を活用した仮想オブジェクト等の取引と著作権法 (特集 メタバースと知的財産法)」月刊法学教室 515 号、pp.35-39、2023 年 8 月、三根公博「NFT に代表されるデジタル資産の現状について〈小グループ研究会報告〉」法とコンピュータ 41 号、pp.75-83、2023 年 7 月、関真也「NFT アートをめぐる著作権法上の問題 (特集 著作権をめぐる近時の法律問題)」法律のひろば 76 巻 2 号、pp.51-58、2023 年 2 月、令和 3 年度著作権委員会第 2 部会第 1 チーム「NFT およびメタバースについての調査・研究〈紹介〉(特集 知っておきたい著作権法)」パテント 75 巻 13 号、pp.5-15、2022 年 12 月、吉田光成「著作権行政をめぐる最新の動向について〈講演録〉」コピライト 739 号、pp.2-27、2022 年 11 月、中崎尚「新たなカタチのコンテンツと知財—— NFT、XR (AR、VR) とメタバース (東京大学著作権法等研究会 研究報告 14)」NBL1221 号、pp.69-75、2022 年 7 月、渡邊涼介「NFT の法律問題 (特集 先端技術をめぐる法律問題——e スポーツ・メタバース・自動運転・AI・NFT)」法律のひろば 75 巻 7 号、pp.41-49、2022 年 7 月、岡本健太郎「NFT と著作権にまつわる諸問題〈解説〉」コピライト 735 号、pp.27-40、2022 年 7 月、島田真琴「現代アート・NFT アートと著作権 ((実践知財法務 8))」ジュリスト 1572 号、pp.68-74、2022 年 6 月、野瀬健悟「NFT アートをめぐる取引の仕組み、法律関係、活用可能性 (上・下)〈実務解説〉」ビジネス法務 22 巻 5 号、pp.49-53、2022 年 5 月、22 巻 6 号、pp.93-96、2022 年 6 月、原田弘隆「NFT に対する「所有権」の成立可能性をめぐる法的議論の整理と若干の考察——ドイツにおけるラウアーらとヘーレンらの見解を手掛かりに」立命館法学 402 号、pp.377-406、2022 年 8 月、井上乾介・福井佑理・角田匠吾・鈴川大路「NFT と著作権法 ((NFT と法律関係 3))」NBL1207 号、pp.96-107、2021 年 12 月、長瀬威志・井上乾介・角田匠吾・西村順一郎「NFT の仕組みと私法上の整理 (NFT と法律関係 1)」NBL1202 号、pp.61-67、2021 年 9 月、松尾博憲「NFT 取引をめぐる法的課題〈リーディング金融法務〉」金融法務事情 2164 号、pp.4-5、2021 年 6 月、河合健・長瀬威志・波多野恵亮「各論 2 「ノン・ファンジブル・トークン及びセキュリティトークンに係る法規制」(デジタルマネー・デジタルアセットの法的整理 3)」NBL1161 号、pp.78-84、2020 年 1 月
- (13) ethereum.org <https://ethereum.org/>
- (14) Ethereum Request for Comments 721, ERC-721 Non-Fungible Token Standard | ethereum.org
<https://ethereum.org/en/developers/docs/standards/tokens/erc-721/>
- (15) <https://github.com/OpenZeppelin/openzeppelin-contracts/tree/master/contracts/token/ERC721>
- (16) <https://github.com/OpenZeppelin/openzeppelin-contracts/tree/master/contracts/token/ERC1155>
- (17) GitHub-OpenZeppelin/openzeppelin-contracts: OpenZeppelin Contracts is a library for secure smart contract development.
<https://github.com/OpenZeppelin/openzeppelin-contracts>
- (18) 東京地裁平成 27 年 8 月 5 日判決は「ビットコインが所有権の客体となるために必要な有体性及び排他的支配可能性を有するとは認められない。したがって、ビットコインは物権である所有権の客体とはならないというべきである」と判示している。

- (19) ハッシュ関数としては、MD5、SHA-1、SHA-2、SHA-3などの規格が開発されている。例えばMD5（Message Digest Algorithm 5）は、ファイルに対して16進数で32桁のハッシュ値となる。
- (20) Nick Szabo, “Smart Contracts”, 1994, <https://www.fon.hum.uva.nl/rob/Courses/InformationInSpeech/CDROM/Literature/LOTwinterschool2006/szabo.best.vwh.net/smart.contracts.html>
- (21) その仕組みは自動販売機に例えられる。Nick Szabo, “Smart Contracts: Building Blocks for Digital Markets”, 1996, https://www.fon.hum.uva.nl/rob/Courses/InformationInSpeech/CDROM/Literature/LOTwinterschool2006/szabo.best.vwh.net/smart_contracts_2.html
- (22) <https://startbahn.io/>
- (23) ただし同社の同システムに関する特許出願（特開2020-068010）は、2023年9月1日に拒絶理由通知書が出されており、同書所定の60日を経過した11月3日現在、手続補正書が提出された記録は公開されていない。<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2020-068010/5140F67F176E2D370E77CE4CC63B0E7F988C75E70EBB510434A3A6AF0A960071/11/ja>
- (24) <https://trade-log.io/>
- (25) <https://cycaltrust.co.jp>
- (26) <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-6894033/FF64AD428FE3F8A3DBB15F54906E545009001ACB0255A5932A43D5CFA9BFA7F2/15/ja>
- (27) Leonard Max Adleman, “Molecular computation of solutions to combinatorial problems”, 1994, <https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/7973651/>
- (28) 井上紫織「情報爆発時代の切り札へ：DNAストレージに関する研究動向とセキュリティ分析」金融研究第40巻第2号、pp.57-94、2021年4月
- (29) 板倉征男、長嶋登志夫、辻井重男「DNAバイオメトリックス本人認証方式の提案」情報処理学会論文誌 Vol.43 No.8、pp.2394-2404、2002年8月
- (30) その技術はすでに「DNA認証マーク」として商用に供されている。シドニーオリンピックで公認グッズに貼付されたほか、美術作品、有名選手のホームランボールなどに貼付して偽造品や模造品が流通した場合に真贋の判定に利用される。またサインペンのインクにDNAを溶解し、フットボールの有名選手のサイン会に使われたケースも報告されている。「DNA認証」、<https://www.jaisa.or.jp/action/group/bio/Technologies/Dna/Dna-f.htm>
- (31) 小川敦「生物由来のDNAがもたらすデータ・ストレージのイノベーション」、<https://www.icr.co.jp/newsletter/wtr347-20180227-ogawa.html>
- (32) Anne Herreria, “DNA Data Storage: The Next Chapter”, <https://blog.westerndigital.com/dna-data-storage-the-next-chapter/>
- (33) 1条、28条、30条の2、30条の3、30条4、32条、33条の2、30条の3第4項、35条、37条、37条2、39条、40条、41条、42条の2、42条の3、46条、47条の4、47条の5、47条の6、48条、49条、63条、63条の2、67条、67条の2、70条、72条参照
- (34) 民法206条、著作権法2条8項、30条、33条の2、33条の3、47条の3、49条参照
- (35) 角田政芳「26条の2（譲渡権）」『著作権法コンメンタール〔第2版〕2』勁草書房、p.28
- (36) The Artist’s Resale Right Regulations 2006 <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2006/346/contents/made> 及び The Artist’s Resale Right（Amendment） Regulations 2011 <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2011/2873/made>
- (37) 一般に民法第1編～第3編を「財産法」、第4編～第5編を「家族法」と呼ぶが、「財産」の語の出現頻度に鑑みるとその呼称は妥当だろうか。「財産」は、第1編に21か所、第2編に21か所、第3編に63か所、第4編に74か所、そして第5編に158か所。すなわち財産法に105か所、家族法に232か所。後者が2.2倍だ。家族法の方が財産に執着する様子が窺われる。
- (38) 明治23年4月21日法律第28号（いわゆる旧民法）第6条には、有体物と無体物との定義が規定されていた。
- ① 物ニ有体ナル有リ無体ナル有リ
 - ② 有体物トハ人ノ感官ニ触ルモノヲ謂フ即チ地所、建物、動物、器具ノ如シ
 - ③ 無体物トハ智能ノミヲ以テ理會スルモノヲ謂フ即チ左ノ如シ
- 第一 物権及ヒ人権
第二 著述者、技術者、及ヒ發明者ノ権利
第三 解散シタル会社又ハ清算中ナル共通ニ属スル財産及ヒ債務ノ包括
- 国立公文書館デジタルアーカイブ 民法財産編財産取得編債権担保編証拠編・御署名原本・明治二十三年・法律第二十八号
https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail_F0000000000000014557
- (39) 著作権法の存在意義については、塩澤一洋「公表支援のフレームワーク」としての著作権法の意義」成蹊法学68・69合併号（2008年12月）pp.226-197参照
- (40) CC BY-SA 4.0 Deed | 表示 - 継承 4.0 国際 | Creative Commons <https://creativecommons.org/licenses/by-sa/4.0/deed.ja>
- (41) <https://www.gnu.org/licenses/gpl-3.0.html>

（原稿受領 2023.11.6）